

## 令和 8 年度「省エネ診断活用業務（省エネルギー診断モニター）」募集要領

浜松地域イノベーション推進機構(以下、「財団」という)では、省エネルギー診断モニターとなる中小企業者等（以下「モニター企業」という）を下記のとおり募集します。

### 記

#### 1. 募集者数

30 社（先着順）

#### 2. 募集期間

令和 8 年 4 月 10 日(金)から 12 月 25 日(金)まで

#### 3. 応募方法

財団の公式 web サイト(<http://hai.or.jp>)にアクセスして、「省エネルギー診断モニター申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール(送付先:cn@hai.or.jp)にてお送りください。

#### 4. 応募資格

(1) 対象となる企業等は、以下に掲げるとおりとします。

- 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること、または会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近 1 年間のエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kL 未満の事業所を有する事業者であること※1
- 浜松市内の事業所において省エネルギー診断を受ける予定であること
- 省エネルギー診断のモニターとして、財団及び浜松市からの協力・依頼に同意できること

※1 会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」、「医療法人」、「学校法人」、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」、「協同組合」等をいう。

(2) 対象となる省エネルギー診断報告書は、以下に掲げるとおりとします。

- 令和 8 年度に実施した次の省エネルギー診断の報告書 1 式
  - ①ウォークスルー診断 ②IT 診断 ③伴走支援
  - ④省エネ最適化診断 ⑤ステップアップ診断
- （先着順 10 社のみ）令和 5 年度から令和 7 年度に実施した省エネルギー診断の報告書 1 式、

(3) 上記 4 (1) (2) で対象の企業等は、申込時に以下を了承いただいているものとします。

- 省エネルギー診断報告書を電子データで提出すること
- 診断結果を基に改善等に取り組む意思がある、又は既に取り組み中であること

#### 5. モニター企業への謝礼金

省エネルギー診断モニターとして、次の 6 を実施した企業には、謝礼金として 40,000 円をお支払いします。

但し、財団・浜松市により次の 7 まで実施頂く場合は 7 まで実施したのち、謝礼金として 40,000 円をお支払いします。

## 【モニター企業に実施していただく内容】

### 6. 取組資料の作成

モニター企業は、次に掲げる内容を取りまとめた資料を作成し、指定する期日までに財団へ提出していただきます。なお、資料は財団が用意するフォーマットで作成いただきます。

- 省エネルギー診断を受けたきっかけ
- 省エネルギー診断の結果概要
- 結果を踏まえた取組状況、又は省エネ化や、脱炭素経営に対する今後の展望・方向性

### 7. 受診結果等の撮影（動画・静止画）

モニター企業には、財団が作成する省エネルギー診断の紹介動画等に出演いただきます。動画等は主に次に掲げる内容で撮影し、編集後 YouTube で一般向けに公開します。なお、企業の機密事項等については、原則撮影しません。

- 省エネルギー診断の結果や省エネ化の取組(予定含む)の説明
- 診断結果に限らず、現場での改善や取組など、脱炭素経営として取り組んでいる内容の説明

### 8. その他

財団が行う「はままつ脱炭素経営支援デスク」では、省エネルギー診断を受ける前の相談から、受けた後のフォローアップまで、企業のニーズに合わせた省エネ化・脱炭素化の伴走支援も行っています。

本モニターとの併用も可能ですので、省エネ化や本モニターにご関心のある企業は、脱炭素経営支援デスクにお気軽にお問合せ下さい。

#### 【はままつ脱炭素経営支援デスク 問合せ】

対応時間：9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始を除く

TEL：053-489-8111(浜松地域イノベーション推進機構内)

E-mail：[cn@hai.or.jp](mailto:cn@hai.or.jp)

担当：金原、小野田